様式第１６　法第49条第４項第７号関係（森林法第34条第１項の許可）

森林法第34条第1項の許可に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の伐採許可）を必要とする場合に記載すること

ア．立木の伐採に関する計画書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 保安林の指定の目的 | | | | | | 伐採する立木の樹種及び年齢 | 伐採面積及び伐採立木材積 | 伐採の期間 | 備考 |
| 森林の所在場所 | | | | | 伐採の方法 |
| 市郡 | 町村 | 大字 | 字 | 地番 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | ha(m3) |  |  |

イ．添付書類

１　森林の位置図及び区域図（法第46条第2項第3号に規定する土地利用方針に添付する図面等に必要な事項が記載されている場合は省略可能とする。）

２　その他必要な書類

注意事項

１　計画書は、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林等ごとに作成すること。

２　伐採の方法別には、皆伐、択伐の別を記載すること。

３　伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。

４　伐採面積及び伐採立木材積欄には、皆伐による場合にあっては伐採立木材積の記載を要しない。

５　伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第４位まで記載すること。

６　備考欄には、次の事項を記載すること。

(1)　皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積

(2)　伐採跡地について行う植栽の時期

７　計画書及び森林の位置図及び区域図等については、本マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。